

## わた SHIGA 輝く国スポ守山市輸送および弁当調達実施運営等業務 仕様書

### 1 業務名称

わた SHIGA 輝く国スポ守山市輸送および弁当調達実施運営等業務

### 2 業務目的

令和7年度に開催される、わた SHIGA 輝く国スポ守山市開催競技会において、選手・監督、競技役員および一般観覧者等の輸送業務について、交通状況等を考慮しながら、限られた時間内で安全、確実かつ円滑に実施運営する。

弁当調達業務においては、選手・監督、競技役員およびその他関係者に対して斡旋・支給する弁当の申込受付、弁当調製施設への発注等を効率的かつ確実に実施運営する。

### 3 対象競技

輸送および弁当調達実施運営等業務を遂行するものは次の競技とする。

- (1) バレーボール（少年女子）
- (2) ソフトボール（少年女子）
- (3) サッカー（少年男子）※甲賀市水口スポーツの森陸上競技場出場チームの選手等の輸送を含む（一般観客輸送は対象外）。また、弁当調達業務のうち水口会場分については、対象外とする。
- (4) 軟式野球（成年男子）

### 4 業務場所

わた SHIGA 輝く国スポ競技会場地他、わた SHIGA 輝く国スポ守山市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）と受注者で協議し決定する。

### 5 履行期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

### 6 業務内容

#### (1) 輸送業務

ア「守山市輸送センター」の設置・運営

- (ア) 本業務の履行期間の内、当該業務を専任で行う事業所を開設し、その名称を「守山市輸送センター」（以下、「輸送センター」という。）とする。ただし、設置以前の期間においては、受注者の事業所内で本業務を実施すること。
- (イ) 輸送センターにおいては、配車日時や運行行程、配車台数の増減等の変更に即座に対応し、各乗降所等に配置する運行管理要員へ指示命令等を行うこと。また、適宜、市実行委員会への報告、連絡、相談等を行い、本業務を確実かつ円滑に運営すること。加えて、これまでの実績や経験に基づき、市実行委員会に対して多角的な助言をすること。
- (ウ) 輸送センターにかかる備品や消耗品等の設置、管理および撤去を行うこと。
- (エ) 輸送センター内に休憩場所を設ける場合、休憩場所に係る備品は、受注者の負担とし、

委託料に含めないこととする。

イ 輸送交通計画等の精査および修正

市実行委員会が策定した輸送交通計画等の精査・修正および提案を行い、それに伴う書類等を作成すること。また、精査・修正や新たに提案がある場合、必要に応じてバス試走を行い検証するとともに、輸送経路の再設定にあたっては、交通規制等の状況を十分考慮し、必要な手続き等を適切に行うこと。

ウ 来会意向調査の実施および集計・分析

(ア) 市実行委員会と協議を行い、調査項目の検討および調査票の作成等、必要な準備を整え、参加する選手・監督に対し、競技種別ごとに来会意向調査を実施すること。

(イ) 調査票の回収（未回収分の督促含む。）を行った上で、調査内容を集計・分析し、本業務へ反映させること。

エ バス輸送に関する業務の実施

(ア) わた SHIGA 輝く国スポ実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）より、バス確保業務の委託を受ける共同企業体（以下、「輸送 JV」という。）が斡旋するバスの申込に必要な資料データ（配車場所、配車日時、必要台数および運行経路図等）を輸送交通計画等に基づき作成すること。

(イ) 県実行委員会が構築する、バスの割振りおよび運行指示書発行を行うシステム（以下、「輸送管理システム」という。）の説明会への出席および当該システムへ宿舍や輸送の起点となる場所等の運行基礎情報を輸送交通計画等に基づき、入力すること。

(ウ) 輸送管理システムに入力する情報を管理し、輸送交通計画等の修正および追加情報等を入力すること。

(エ) 作成した資料データを基に、運行申込に伴う情報、配車日時、運行内容等の変更および取消に伴う情報を輸送管理システムに入力すること。

(オ) 配車確認書を作成し配付した上で、バス事業者等と連携し、確実なバス輸送を行うこと。

(カ) 指示系統（バス運転手含む。）に基づく連絡網の整備を行い、運行・運営管理体制を確立すること。

(キ) 輸送対象者、運行時間および乗降場所等を記載したバス運行時刻表を、競技別・日別に作成すること。作成したバス運行時刻表は、必要に応じて仕分けを行った上で、宿舍、選手・監督等に配付すること。

(ク) 配車日時、場所および台数等の変更に対し、輸送 JV、バス事業者と連絡調整を行い、迅速に対応すること。

(ケ) 競技の進行、乗車待ちや積み残しの状況、渋滞や事故による遅延等、あらゆる状況に応じて、市実行委員会と協議の上、予備車両の追加配車など必要な措置を講じること。

(コ) 輸送交通計画等に基づき、使用するバスに貼付するバス ID およびバスステッカー（競技・対象者・行先等の表示）を作成し、バス事業者に配付すること。

(サ) 業務遂行に当たり、バス事業者等に対し、必要に応じて説明会等を行うこと。

オ タクシー輸送に関する業務の実施

(ア) タクシー車両手配業務

市実行委員会からタクシー輸送に関する指示があった場合、タクシー事業者等と調整

を行った上で、輸送に必要なタクシー車両台数の確保・手配を行うこと。

(イ) タクシー運行管理業務

- a タクシー事業者等と連携調整を図り、確実なタクシー輸送を行うこと。
- b 指示系統に基づく連絡網の整備を行い、運行および運営管理体制を構築すること。
- c わた SHIGA 輝く国スポ守山市専用タクシー乗車券(仮称)(以下、「タクシー乗車券」という。)を作成し、配付、管理および集約を行うこと。
- (ウ) 業務の遂行にあたり、タクシー事業者等に対し、必要に応じて説明会等を行うこと。

カ 計画バスおよび計画タクシーの運行実績報告および精算業務

- (ア) 輸送実施事業者等からの運行実績報告を受け、その内容を検査および確認し市実行委員会に報告すること。
- (イ) バス料金の精算については、輸送 JV が行うが、その内容を検査・確認し、実際の使用と相違があれば、市実行委員会に報告し対応を協議すること。
- (ウ) タクシー乗車券の利用内容を検査および確認し、タクシー事業者からの請求後速やかにタクシー料金の精算を行うこと。なお、不正利用と認められるものがあれば、市実行委員会に報告し対応を協議すること。
- (エ) タクシー料金については、借上げ費用精算とし、市実行委員会に別途、請求書を提出することとし、受注者の指定する口座に市実行委員会が入金し、受注者が受領する。ただし、予定していた計画タクシー以外に緊急に手配した車両についての精算方法については、協議の上決定する。
- (オ) 本業務(エ)を除く)および上記オに示す業務に係る経費は、委託料に含めることとし、受注者はタクシー事業者に対して、一切経費の負担を求めないこととする。

キ 運行管理要員の配置および管理

- (ア) 別紙1「わた SHIGA 輝く国スポ守山市輸送交通計画(以下、「輸送交通計画」という。)」に基づき、運行管理要員を所定の場所に配置し、管理すること。また、運行管理要員マニュアルを作成し、配付すること。
- (イ) 運行管理要員に計画バスおよび計画タクシーの運行・待機状況の把握、発着指示、発着時間の管理、乗車人数の記録、乗降者等の安全確保、誘導および案内等を行うこと。
- (ウ) 運行管理要員の業務における必要な備品の設置、管理および撤去を行うこと。
- (エ) 事前に打合わせ等を行い、輸送交通計画等の概要およびバス運行管理等の業務について、十分な習熟を図ること。
- (オ) 運行管理要員の業務にあたっては、競技会係員(守山市職員)、警備員等と連携すること。

ク 駐車場および乗降所の適正利用

- (ア) 輸送交通計画等に示す駐車場・乗降所利用計画の精査を行うとともに、使用するバス・タクシーの待機場所等を設定すること。
- (イ) 駐車許可証の作成・配付
  - a 対象者を容易に識別できるデザインの駐車許可証を作成し配付すること。
  - b 駐車場・乗降所の管理において、来場者が容易に認識でき、誘導する対象者を特定できる方法を提案すること。
- (ウ) 運行管理要員を配置した駐車場においては、駐車場の適正な管理に努めること。加え

て、運行管理要員の配置の有無に関わらず、各駐車場の駐車台数をカウントし記録すること。

ケ 公共交通機関の利用促進対策

(ア) 公共交通機関の利用促進等を検討し関係機関と調整を図ること。

(イ) 無料シャトルバス等の交通案内図面および時刻表を作成し、必要に応じて市実行委員会が指定する場所に設置すること。

コ 関係機関および団体等との調整

(ア) 関係機関および団体等との連絡を密にし、必要に応じて打合せや協議を行うなど業務全般の調整を行うこと。また、打合せ、協議および調整に係る資料を作成し、報告すること。

(イ) 競技団体との協議および調整について、必要に応じて会議等への出席・説明を行うこと。

(ウ) 必要に応じて各種会議、説明会等に同行し、説明の補助を行うこと。

サ 問合せ、苦情、事故等の対応

本業務における問い合わせ、苦情、事故等への対応とその記録を行うこと。

シ その他

先催の実施状況、類似イベントにおける業務経験等を踏まえ、上記以外に必要となる計画書、マニュアル、資料等があれば市実行委員会へ提案し、必要な場合において作成すること。

(2) 弁当調達業務

ア 市実行委員会が提供する弁当の種類等は次のとおりとする。

(ア) 弁当の種類

a 幹旋弁当

国スポに参加する選手・監督、視察員および報道員等のうち、希望する者から弁当料金を徴収して配付する弁当。

b 支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に対し、市実行委員会が弁当料金を負担して配付する弁当。

(イ) 弁当の単価

弁当の単価（消費税および地方消費税含む。）は、別途、指定する。

(ウ) 取扱期間

幹旋弁当、支給弁当の取扱期間は、市実行委員会が指定する期間とする。

(エ) 弁当調製施設

弁当調製施設は、市実行委員会が指定する。

イ 弁当取扱担当者の配置

輸送センター内に専任の弁当取扱担当者を配置するとともに、市実行委員会へ報告、連絡、相談等の連携を図り、本業務を確実かつ円滑に運営すること。

ウ 弁当調製施設との調整および連絡

(ア) 市実行委員会が策定した、別紙2（「わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調達計画」（以下、「弁当調達計画」という。）に基づき、弁当調製施設と協議を行うこと。

- (イ) 市実行委員会の指示等により、弁当調製施設と必要な連絡、調整、資料の送付等を行うこと。

## エ 弁当の受付

### (ア) 幹旋弁当

#### a 新規・変更・取消の申込受付

- (a) 市実行委員会が定めた期間内に、弁当の幹旋を希望する者からの申込手続等を円滑に行うため、WEB サイトを用いた弁当申込システムを受注者において構築すること。

- (b) 弁当申込システムについては、別紙3「弁当申込システム概要書」のとおりとする。

- (c) 弁当のしおり等（弁当申込システム利用マニュアルを含む。）を作成の上、案内を行い、新規・変更・取消の申込を受け付けること。なお、サッカー競技のうち令和7年10月5日（日）の水口会場出場チーム分に関しては、甲賀市が指定する弁当発注方法において申込を行うため、申込ページのQRコードを弁当のしおりに掲載すること。

#### b 申込期限後の受付

申込期限を過ぎての新規・変更・取消の受付は行わないものとする。ただし、競技敗退時（負け帰り）による取消のみ対応することとし、取消の受付は、別途指示するものとする。

#### c 引換券の交付

幹旋弁当の引換券については、申込受付後、申込代表者に弁当申込システムから印刷してもらうことで交付する。

### (イ) 支給弁当

#### a 申込数量の受付

発注数は、概ね6(2)ウ(ア)の弁当調達計画のとおりであり、市実行委員会は確定した発注数を弁当引換日の7日前までに、受注者に報告する。

#### b 変更または取消の受付

変更または取消の受付は、引換日7日前までとする。

#### c 引換券の作成

受注者が引換券を作成・印刷し、市実行委員会が指定する日時までに市実行委員会に渡すこと。

## オ 弁当の発注

- (ア) 幹旋弁当については、弁当引換日前日までに、弁当調製施設に対してメールもしくはFAXにて発注の確定数を連絡すること。時間については、別途指定するものとする。ただし、試合の進行状況により、負け帰りが確定せず、弁当の数量が確定しない場合等は、弁当調製施設および市実行委員会等と協議の上、対応する。

- (イ) 支給弁当については、市実行委員会からの報告後、速やかに弁当調製施設に対してメールもしくはFAXにて発注の確定数を連絡すること。

## カ 弁当の引換

### (ア) 弁当引換所の設置

市実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置する。

(イ) 弁当引換所の対応は、競技会係員および競技会補助員が行う。

(ウ) 弁当引換所における対応

受注者は、競技会係員から指示される次の業務について対応すること。

a 弁当不足時の追加調達

b 問い合わせ等に対する対応

c その他弁当調達に関わる業務

キ 請求書の交付

(ア) 幹旋弁当については、申込代表者に請求書を送付する。

(イ) 支給弁当については、市実行委員会に別途、請求書を提出する。

ク 弁当代金の受領

(ア) 幹旋弁当の代金は、申込代表者のクレジット決済または受注者の指定する口座に申込代表者が入金し、受注者が受領する。なお、この場合において、振込手数料等は、申込代表者の負担とする。

(イ) 支給弁当の代金は、受注者の指定する口座に市実行委員会が入金し、受注者が受領する。

ケ 領収書の交付

弁当代金の受領時に、必要に応じ領収書を交付すること。

コ 弁当調製施設への支払い

弁当の代金は、弁当調製施設からの請求後速やかに支払うこと。

サ 業務に係る経費

本業務に係る経費は、委託料に含めることとし、受注者は弁当調製施設に対して、一切経費の負担を求めないこととする。

シ 問い合わせ対応

(ア) 申込者代表者からの弁当に関する問合せ等に対応できる窓口を設ける。

(イ) 食中毒発生時の対応および災害発生時の対応、緊急連絡体制等を確立する。

(ウ) 弁当発注数の連絡（変更を含む）や配送計画など、市実行委員会の指示等により弁当調製施設に必要な連絡、調整、資料の送付を行うこと。

(エ) その他弁当調達業務に関すること。

(3) 輸送交通計画に関する警備員の配置

駐車場、駐輪場、計画バス乗降所、タクシー乗降所、指定乗降地、シャトルバス乗降所（以下、「駐車場等」という。）とその周辺および駐車場等から会場までの動線上における以下の交通警備の実施すること。

ア 市実行委員会が委託する輸送業務において発行する駐車許可証、通行証等（以下、「駐車許可証等」という。）の確認および駐車許可証等を携帯していない車両への対応

イ 車両（軽車両含む。）および歩行者の交通誘導と安全管理

ウ 駐車場等における乗客の整理誘導

エ 駐車場および乗降所管理員（運行管理要員）等との連携

オ 駐車場等から会場間の誘導案内

カ 駐車場等周辺および会場までの動線上における駐停車の抑制

キ 交通規制に伴う交通誘導、迂回路、周辺駐車場等の案内および関係車両通過時における誘導

ク 会場周辺における迷惑駐車防止および排除（駐停車車両発見時における運転者に対する車両誘導案内）

## 7 提供資料

- (1) 守山市輸送交通基本計画
- (2) 守山市輸送交通業務実施要項
- (3) 守山市輸送交通計画
- (4) 守山市弁当調達要項
- (5) 守山市食品衛生対策実施要項
- (6) 守山市弁当調達計画
- (7) その他、本業務を遂行するにあたり必要な資料は、市実行委員会から可能な範囲において提供する。なお、提供された資料については、本業務の終了後、遅滞なく市実行委員会に返却するものとする。

## 8 業務責任者および業務担当者

- (1) 受注者は、業務の実施にあたって業務責任者を定め、氏名その他必要な事項を書面により通知すること。業務責任者は、本仕様書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- (2) 受注者または業務責任者は、業務担当者を定めた場合は、氏名その他必要な事項を書面により通知すること。
- (3) 業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

## 9 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者または業務担当者は、市実行委員会と密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を解明するものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

## 10 提出書類等

受注者は、次の書類等を市実行委員会に提出しなければならない。各書類の提出期限については、市実行委員会が指定した日とする。

### (1) 契約締結後提出書類 1部

- ア 契約金額内訳明細書
- イ 着手届
- ウ 主任技術者・作業主任者届
- エ 業務計画書・工程表

### (2) 随時提出書類（市実行委員会が指示した部数）

#### ア 輸送交通業務

- (ア) 修正した各種計画に伴うもの（最終計画書・図面等）
- (イ) 来会意向調査様式・記入要領（競技種別ごと）
- (ウ) 来会意向調査集計表（競技種別ごと）
- (エ) チーム・競技役員等計画バス運行時刻表
- (オ) タクシー乗車券配付先一覧
- (カ) タクシー乗車券利用実績報告書

- (キ) 無料シャトルバス等の交通案内図面および時刻表
- (ク) 打合せ等の報告書
- (ケ) 問い合わせ、苦情等に関する記録
- (コ) 輸送方法の周知資料（監督会議を含む。）
- (カ) その他市実行委員会が指示するもの

イ 弁当調達業務

- (ア) 修正した弁当調達計画
- (イ) 修正した配送計画
- (ウ) 弁当のしおり等案内文
- (エ) 支給弁当の引換券
- (オ) 打合せ等の報告書
- (カ) 弁当発注実績報告書（競技別および種別発注数・配付数・残数等）
- (キ) 問い合わせ、苦情等に関する記録
- (ク) その他市実行委員会が指示するもの

(3) 業務終了後提出書類

提出期限は、令和7年11月28日（金）とする。

ア 業務完了届

イ 実績報告書

次の内容を含む実施報告書を提出すること。提出物は、A4版カラー印刷2部（正本・副本1部ずつ）、CD-Rに収録した電子データ一式とする。

(ア) 輸送交通業務

- a 輸送センター設置・運営実績（設置期間、場所、配置人員、備品等）
- b 計画バスの日別輸送実績（参加者区分ごと、競技種別ごと、車種、台数、発着時間、区間、乗車人数）
- c シャトルバスの日別輸送実績（運行路線ごと、競技種別ごと、車種、台数、発着時間、区間、乗車人数）
- d 学校観戦バスの日別輸送実績（学校ごと、競技種別ごと、車種、台数、発着時間、区間、乗車人数）
- e タクシーの日別輸送実績（参加者区分ごと、競技種別ごと、車種、タクシー乗車券利用枚数、区間、乗車人数）
- f 運行管理要員の日別業務実績（配置場所ごと、要員1名ごと）

(イ) 弁当調達業務

- a 弁当取扱担当者の設置・運営実績（設置期間、場所、配置人員、備品等）
- b 弁当引換所の弁当配付数および残数
- c 追加業務対応報告書 ※該当する場合

ウ 当該業務委託費の内訳明細書（精算用）

エ タクシー料金の支払証拠書類

オ 弁当調製施設への支払証拠書類

カ 運行指示書一式

キ 業務実施写真

ク その他市実行委員会が指示するもの

#### 11 安全管理

- (1) 受注者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、市実行委員会の指示を受け、臨機応変に対応すること。
- (2) 不測の事態が発生した場合等、やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機応変に対応するとともに、直ちに市実行委員会に報告すること。また、その措置の内容について市実行委員会から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。なお、これに伴い費用が発生した場合は、別途協議する。

#### 12 損害賠償

本業務の遂行にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、受注者においてその損害を賠償する。

#### 13 市民等への対応

受注者は、業務等の実施にあたっては、市民等からの質問、疑義に関する説明等を求められ場合は、市実行委員会に連絡した上で、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

#### 14 土地の立入り等

受注者は、業務等を実施するため、公有地または私有地に立入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要な時は、市実行委員会が当該所有者の承諾を得るものとする。この場合において、市実行委員会の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

#### 15 支払方法

市実行委員会は、受注者より適法に提出された請求書を受理した日から 30 日以内に一括払いする。

#### 16 関係法令等の遵守

受注者は、本仕様書、契約約款および関係法令・条例等を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行すること。

#### 17 中止等の場合の支払い

荒天その他の理由により、大会の全期間または一部期間が中止になった場合、本業務に係る経費については、実際に生じた支払額に応じ、市実行委員会と協議の上、変更契約の対象とする。

- (1) わた SHIGA 輝く国スポの中止、一部中止、規模縮小した場合の業務内容および委託料の取扱については、発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 発注者が、本業務の変更に係る事務を行う際の資料として、受注者は、中止等が決定するまでにかかった費用について積算した見積書を、発注者の指示する日時までに提出すること。
- (3) 国スポの中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受注者は、発注者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務に係る費用を積算した資料を、発注者の指定する日時までに提出すること。

#### 18 再委託の禁止

受注者は、市実行委員会の承諾を得た場合を除き、本業務の全部または業務遂行管理部分等の主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。上記以外の業務の一部を第三者に再委託するときは、速やかに書面により市実行委員会に届け出て承諾を得なければならない。

ない。

## 19 適用

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明示されていない事項または疑義が生じた事項については、市実行委員会が指示し、または市実行委員会と協議の上決定するものとする。

## 20 秘密の保持および個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務（業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約終了後も同様とする。
- (2) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）およびその他個人情報の保護に関する法令、条例ならびに規定等を遵守しなければならない。

## 21 その他

- (1) 受注者は、本業務の趣旨を理解し、業務を進めることとする。
- (2) 業務の実施に必要な資料は、契約締結後、別途受注者に提供する。
- (3) 市実行委員会が提供した資料の目的外利用は禁止する。
- (4) 本業務で作成した成果品等についての著作権および著作権は、市実行委員会に帰属するものとする。
- (5) その他、本仕様書に定めのないものについては、発注者と受注者が協議し定めるものとする。